

深沢保育園父母の会 規約

第1条 (名称)

この会は、深沢保育園父母の会と称し、昭和56年4月1日に設立しました。

第2条 (所在地)

この会の事務局を、長岡市深沢町2010-3におくものとします。

第3条 (目的)

この会は、深沢保育園園児の保護者どうしの連絡及び交流を深め、保育園と協力して、園児たちの健やかな成長を目指すことを目的とします。

第4条 (活動)

この会の目的を達成するために、次の事業を行います。

1. 会報、資料などの発行をすること。
2. 会員の親睦を図り、交流会、学習会、文化的事業などを開催すること。
3. 保育についての理解と協力を深めるため、保育者と話し合い、交流すること。

第5条 (方針)

この会は、お互いの考え方の違いを認め尊重し、特定の政党や候補者の支持・支援は行いません。

第6条 (会員)

原則として、深沢保育園在園児の保護者とします。ただし、深沢保育園入園予定あるいは卒園児の保護者及びOB・OGの方も参加資格を有するものとします。

第7条 (機関)

1. この会の機関は、総会、役員会とします。
2. 総会は、基本として少なくとも年1回行います。ただし、やむを得ない場合は書面にてこれに代えることができます。審議内容は、1年間の活動報告、活動方針、決算・予算の審議と承認、規約の改正などを行います。
また、役員会が必要と認める場合は臨時総会を開くことができるものとします。
3. 役員は、役員選出会に於いて、クラス毎に1～3名ほど（保護者数に応じて園から役員数を指定される）選出する。
4. 役員会は選出された役員全員からなるものとし、任期は1年とします。
また、その会長、副会長、会計、会計監査人は、役員会にて互選するものとします。

第8条 (運営)

この会は、役員会により運営されます。

第9条 (会計)

1. 予算の会計年度は、4月1日から翌年の3月末までとします。
2. 会計は、必要に応じ、年度初めに経理に伴う登録変更及び諸手続きを行うものとします。
3. 会計監査は、役員の中から2名を選出し、年度内にこれを行うものとします。

第10条 (会費)

会費は次のとおりとします。

1. 在園児1人の場合 ⇒ 450円/月
2. 在園児2人の場合 ⇒ 700円/月
3. 在園児3人の場合 ⇒ 950円/月

第11条 (施行)

この規約は、2007年10月1日から施行します。

(改正)

第7条 平成30年4月1日改訂

第9条 平成30年4月1日改訂

附則

この会の代表者及び、令和2年度役員は、次の会員とします。

1. 会長 秋田 幸恵
2. 副会長 小野塚 佳世子
3. 会計① 岩淵 美穂

以上、上記のとおり、深沢保育園父母の会規約の内容に相違ないことを、ここに証明いたします。

深沢保育園父母の会 会長 秋田 幸恵